

ID: 1105

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例 第11条（第30条第2項において準用する場合に限る。）		
例 規 番 号	令和6年条例第12号		
【根拠条文】 （利用料金の不還付） 第11条 第9条の規定により既に納付された利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。 (2) 利用者が、規則で定める期日までに、利用申請の取下げを行ったとき。 (3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市民文化プラザ条例施行規則第11条の規定による。 （利用料金の還付） 第11条 利用者は、条例第11条ただし書に規定する利用料金の還付を受けようとするときは、指定管理者に申請(以下「還付申請」という。)しなければならない。 2 指定管理者は、還付申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を利用者に対して書面により通知する。 3 前2項に規定する利用料金の還付については、別表第4のとおりとする。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日